

第44回山梨県環境保全審議会（平成27年5月25日開催）

審議事項(4)資料

第二種特定鳥獣（ニホンザル）
管理計画の策定について

みどり自然課

山梨県第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画の概要

1 計画策定の目的及び背景

今般の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、法施行をもって現行の第2期特定鳥獣（ニホンザル）保護管理計画は効力を失うことから、ニホンザルの生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、新たに第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画を策定する。

2 計画の期間

平成27年5月29日～平成29年3月31日

3 管理が行われるべき区域

県内27市町村のうち、サルの生息が確認されている20市町村

（富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村）

4 現 状

（1）生息動向

- ・南アルプス地域個体群、茅が岳地域個体群、秩父地域個体群及び三つ峠地域個体群の4つの地域個体群が確認され、群れ数及び生息個体数は70群れ、3,500～4,000頭と推定
- ・各地域個体群の群れのうち、農業被害、生活被害を発生させている群れは、60群れ程度であると推定

（2）農作物被害

- ・平成19年度から横ばいの状況にあるが、平成25年度は、被害金額63百万円、被害面積38ha、被害量331tといずれも前年度から減少

（3）捕獲等の状況

- ・捕獲は、加害レベル3以上の群れや生活被害、人身被害を発生させた、又は発生させるおそれのある個体を特定し実施
- ・捕獲頭数は、近年、徐々に増加し、平成24年度には1,429頭とこれまでで最も多い捕獲となったが、平成25年度は1,017頭と捕獲頭数は減少

（4）被害防除状況

- ・電気柵の設置や、花火、エアガン、モンキードッグ等による追い払いに加え、テレメリー調査によるサルの位置情報の提供などにより、効率的な追い払いを実施
- ・地域ぐるみの取り組みを実施するため、平成25年度から鳥獣被害対策専門員を3名委嘱、集落診断活動に対する助成等を実施

5 管理の目標

- （1）農作物被害の軽減及び生活被害の根絶
- （2）地域個体群の健全な維持

6 数の調整に関する事項

長期的観点から、地域個体群の健全な維持を図る視点に立ち、個体数調整は次の場合に限り実施する。

（1）分裂による被害拡大防止のための個体数調整

- ・加害レベル3（人や車を見ても、追い払わない限り逃げない等）以上の群れで、個体数が増加し、分裂の可能性が高く、分裂した場合には行動域の大半が農地や住宅地となり、被害拡大のおそれがある場合には、誘引物の除去等生息環境整備と併せて、分裂を阻止できる規模まで個体数調整を実施する。

（2）人身被害防止のための個体数調整

- ・加害レベル3以上の群れで、群れが市街地及び農地に頻繁に出没し、次の要件を満たす場合には、加害レベルが低減するまで個体数調整を実施する。
 - ア 組織的な追い払い等被害防除対策を実施しても被害が軽減できない。
 - イ 生活被害が増加傾向にあり、人身被害が発生する恐れがある。

7 生息地の保護及び整備に関する事項

（1）生息環境の保護

- ・広葉樹林の保全・整備
- ・針葉樹林の針広混交林への誘導

（2）生息環境の整備

- ・農地や人家周辺における誘引要因の除去
- ・林縁部への緩衝帯の設置

8 被害防止対策

- （1）大規模農地を囲う電気柵の設置等
- （2）獣堀くんの設置
- （3）花火、エアガン、銃器、モンキードッグ等による追い払い
- （4）鳥獣害対策集落リーダー育成研修会の開催や集落診断活動など集落ぐるみの取り組み

9 計画の実施体制

- （1）行政、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等の連携
- （2）地域野生鳥獣被害対策連絡会議
- （3）ニホンザル保護管理検討会



山梨県第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画（案）

平成27年5月策定

山 梨 県

目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	1
5	第二種特定鳥獣の管理の目標	1
(1)	現状.....	1
ア	生息環境.....	1
(ア)	本県の自然環境.....	1
イ	生息動向及び捕獲等の状況.....	3
(イ)	生息動向.....	3
(イ)	捕獲等の状況.....	4
ウ	被害等及び被害防除状況.....	5
(ウ)	被害等.....	5
(ウ)	被害防除状況.....	7
(2)	管理の目標.....	9
(3)	目標を達成するための施策の基本的考え方.....	9
ア	被害防除対策、個体数調整、生息環境整備、モニタリングを組み合わせて実施.....	9
イ	群れによる被害の多様性.....	9
ウ	加害個体群の分類.....	10
エ	被害防除の取り組みを基本とする.....	10
オ	実施計画の策定.....	10
(4)	群れ別の管理指針.....	10
ア	群れの加害レベルの判定と被害対策の選択.....	10
イ	実施計画の策定.....	10
6	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	13
(1)	加害個体の捕獲.....	13
(2)	個体数調整.....	13
ア	分裂による被害拡大防止のための個体数調整.....	13
イ	人身被害防止のための個体数調整.....	13
(3)	捕獲方法.....	13
7	第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項	13
(1)	生息環境の保護.....	13
(2)	生息環境の整備.....	14
ア	誘引要因の除去.....	14
(ア)	農地周辺.....	14
(イ)	人家周辺.....	14
8	その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	14
(1)	被害防止対策.....	14
ア	県の取組.....	14

イ 市町村の取組	14
ウ 地域ぐるみの取組	15
エ 主な対策	15
(ア)電気柵の設置	15
(イ)獣塀くんの設置	15
(ウ)追い払い	15
(エ)緩衝帯の設置	16
(オ)地域ぐるみの対策	16
(2) モニタリングに関する事項	16
ア 生息状況調査	16
イ 被害状況調査	17
ウ 捕獲状況調査	17
エ 調査結果の分析	17
(3) 計画の実施体制	17
ア 計画の作成	17
イ 計画の実施	18
ウ 評価	18
(4) 普及啓発・広報活動	18
(5) 関係都県との連携	18
参考資料	20

1 計画策定の目的及び背景

本県では、県内に生息するニホンザルによる農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人との共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の健全な維持を図ることを目的として、平成19年7月に特定鳥獣（ニホンザル）保護管理計画を、平成24年3月には第2期保護管理計画を策定し、保護管理事業を実施してきた。

今般の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、法施行をもって現行の第2期特定鳥獣（ニホンザル）保護管計画は効力を失うことから、ニホンザルの生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に減少させるため、新たに第2種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル（以下「サル」という。）

3 計画の期間

法令上の理由から、上位計画である第11次鳥獣保護管理事業計画を勘案し、次のとおりとする。

平成27年5月29日～平成29年3月31日

4 第2種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内27市町村のうち、サルの生息が確認されている20市町村。

（富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村（以下「管理区域」という。）

5 第2種特定鳥獣の管理の目標

（1）現状

ア 生息環境

（ア）本県の自然環境

本県は中部地方に属し日本列島のほぼ中央に位置している（東経138度11分0秒（南アルプス市芦安）～139度8分15秒（上野原市）、北緯35度9分54秒（南巨摩郡南部町）～35度58分7秒（北杜市高根町））。

県の北東部には秩父山地が連なり西部には南アルプス（赤石山脈）の3,000m級の山々がそびえている。また、北部には八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野をひいている。これ

らの山地を水源とする富士川は県西部を南に流れ駿河湾に至っている。また南部には、日本一の霊峰富士山（3,776m）を中心に富士五湖や丹沢山地、御坂山地があり、これらの間を桂川（相模川）が流れ典型的な河岸段丘を作っている。本県はこのような山地や河川、湖沼が織りなす変化に富んだ地形を形成している。

県土面積は 4,465 km²でわが国の総面積の 1.2%にあたり、森林が県土の大半を占め（森林面積割合 77.8%）平坦部は少ない。県域を 250mメッシュに区分した時の標高分布を見ると、全メッシュの平均標高は約 995mで 800mから 1,000mのメッシュの頻度が最も高く、多くは 200mから 1,200mの範囲に含まれている。県のほぼ中央に位置する。

県庁所在地の甲府市の標高は 274mで一帯を中心に広く甲府盆地が広がっている。植生は、このような地理的特徴を反映して暖帯から寒帯まで幅広い気候帯を持ち多様な植物種や植物群落がみられる。暖帯は常緑広葉樹林帯、温帯はナラを代表とする落葉広葉樹林帯となっており、亜高山帯（海拔 1,600mから 2,400m）にはコメツガなどの常緑針葉樹林帯が広がっている。さらに、南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔 2,400 m以上の寒帯にはハイマツがあり高山植物の宝庫となっている。

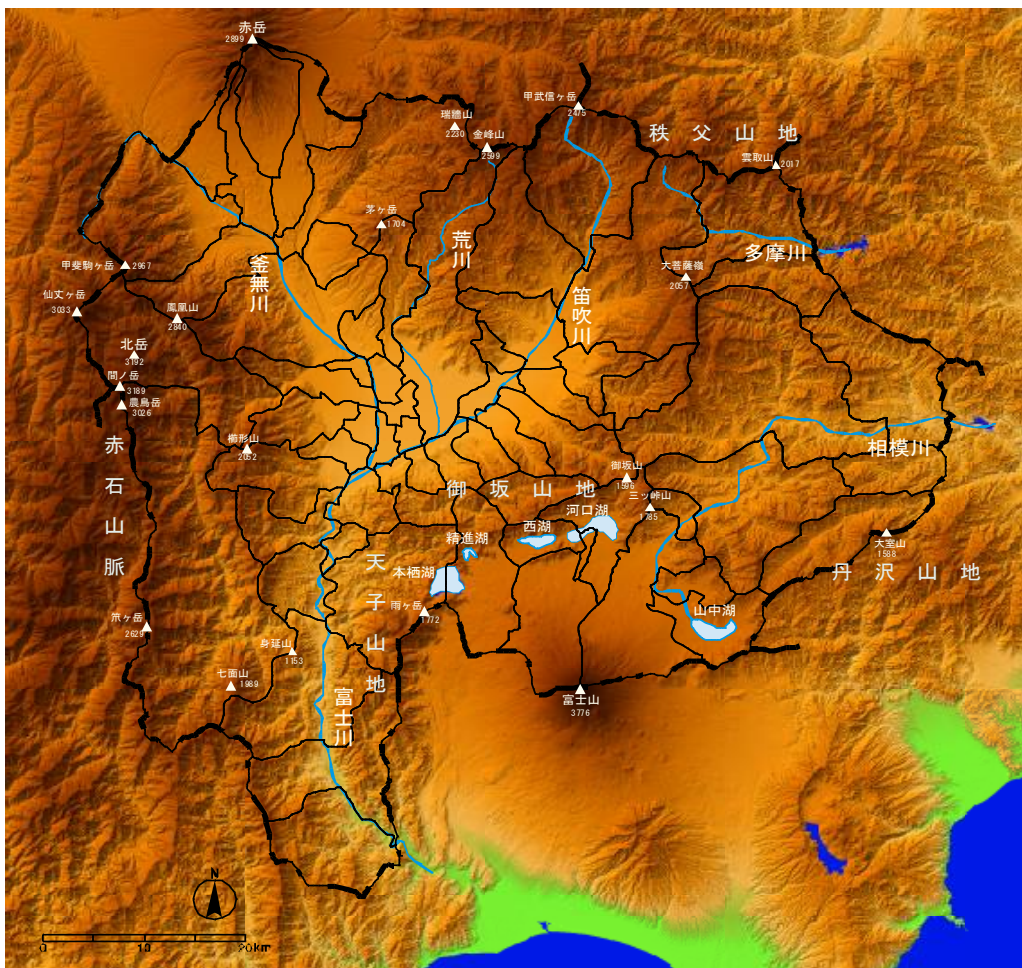


図1 山梨県の地形概要

イ 生息動向及び捕獲等の状況

(ア) 生息動向

a 推定生息数

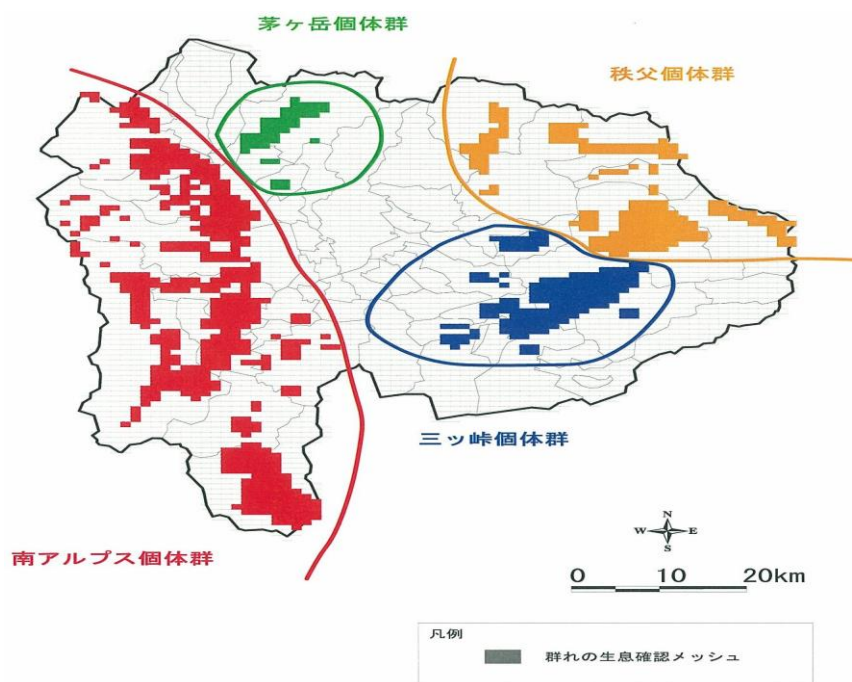
サルの生息状況については、平成22年度末現在、4つの地域個体群が確認されており、それぞれ南アルプス地域個体群、茅ヶ岳地域個体群、秩父地域個体群、三ッ峠地域個体群と呼ばれている。

群れ数及び生息個体数は、平成17年から平成18年度調査で70群れ、3,500～4,000頭と推定されている。この他に、群れに属さないオスのハナレザルが生息している。

また、農地に依存した群れが多いことから、サルの年増加率は高めであり、平成19年度から平成25年度までの捕獲個体は合計で6,206頭である。

b 加害群

各地域個体群内の群れのうち、農業被害、生活被害を発生させている群れ（以下「加害群」という。）は、60群れ程度であると推定される。



地域個体群名	市町村名
茅ヶ岳	韮崎市、北杜市
三ッ峠	富士河口湖町、笛吹市、西桂町、大月市、甲州市、都留市、富士吉田市、鳴沢村
秩父	甲州市、山梨市、小菅村、上野原市、大月市、丹波山村
南アルプス	南アルプス市、身延町、富士川町、市川三郷町、北杜市、身延町、早川町、南部町、韮崎市、北杜市

図2 山梨県における個体群の分布

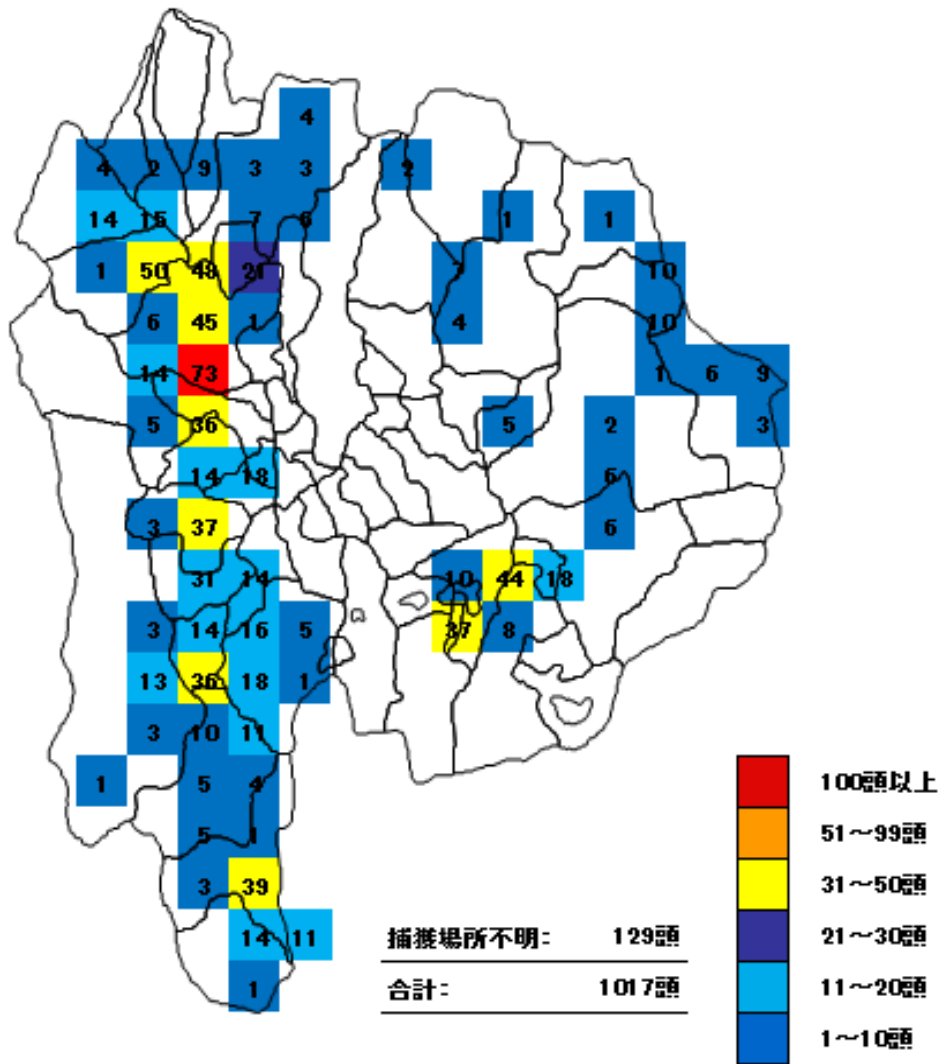


図3 山梨県におけるニホンザル捕獲メッシュの分布（平成25年度）

(イ) 捕獲等の状況

農作物等への被害防止に当たっては、単に群れの一部の個体を捕獲するだけでは被害軽減は期待できないばかりでなく、群れの分裂を誘発し被害地域が拡大するおそれがあることから、捕獲は加害レベル3以上の群れや生活被害、人身被害を発生又は発生させるおそれのある個体を特定して実施してきた。

市町村において実施した、各年度の捕獲数は次のとおりである。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
甲 府 市							
富 士 吉 田 市	14	33	13	12	13	29	20
都 留 市	14	40	39	20	29	46	10
山 梨 市		6	10	13	2	7	34
太 月 市	1	6	9	10	10	10	5
韮 崎 市	83	246	150	203	182	274	185
南アルプス市	63	99	96	123	154	187	140
北 杜 市	38	120	68	101	135	157	149
甲 斐 市							2
笛 吹 市		1				5	
上 野 原 市		15	15	15	10	47	16
甲 州 市	9	8	5	14	11	5	9
中 央 市							
市川三郷町	1	1	2	2			
早 川 町	34	42	44	58	78	117	72
身 延 町	63	55	49	93	75	199	108
南 部 町	45	85	95	70	70	70	74
富 士 川 町	18	43	61	49	70	73	73
昭 和 町							
道 志 村						14	1
西 桂 町	15	38	14	8	12		7
忍 野 村							
山 中 湖 村							
鳴 沢 村	2	2	1	4	4	30	18
富 士 河 口 湖	1	14	40	45	57	134	72
小 菅 村		7	9	10	7	24	18
丹 波 山 村			3	6		1	4
合 計	401	861	723	856	919	1429	1017

表1 市町村による捕獲数

ウ 被害等及び被害防除状況

(7)被害等

a 被害状況等についてのアンケート調査結果（平成22年度）

(a)目的

ニホンザルによる被害の状況等を把握するためアンケート調査を実施した。

(b)調査対象

市町村、市町村農業委員会、農業協同組合、農業共済組合、森林組合、恩賜県有財産保護組合、鳥獣保護員、山梨県猟友会（地区猟友会）の関係者を対象にした。

(c)回答数

24市町村、9農業委員会（うち有効回答3）、4農業協同組合、3農業共済組合、4森林組合、1恩賜県有財産保護組合、45鳥獣保護員、3山梨県猟友会（地区猟友会）から回答を得た。有効回答数は87件、有効回答率は53.0%であった。

(d)被害の対象

農作物被害(85%)が最も多く、林産物被害(6%)、農林産物被害(6%)、生活被害(庭先に出没、人家周辺の掘り起こし等)(2%)等となっている。

(e)被害の時期

4月～11月に被害が多く発生している。特に7月～10月が多くなっている。

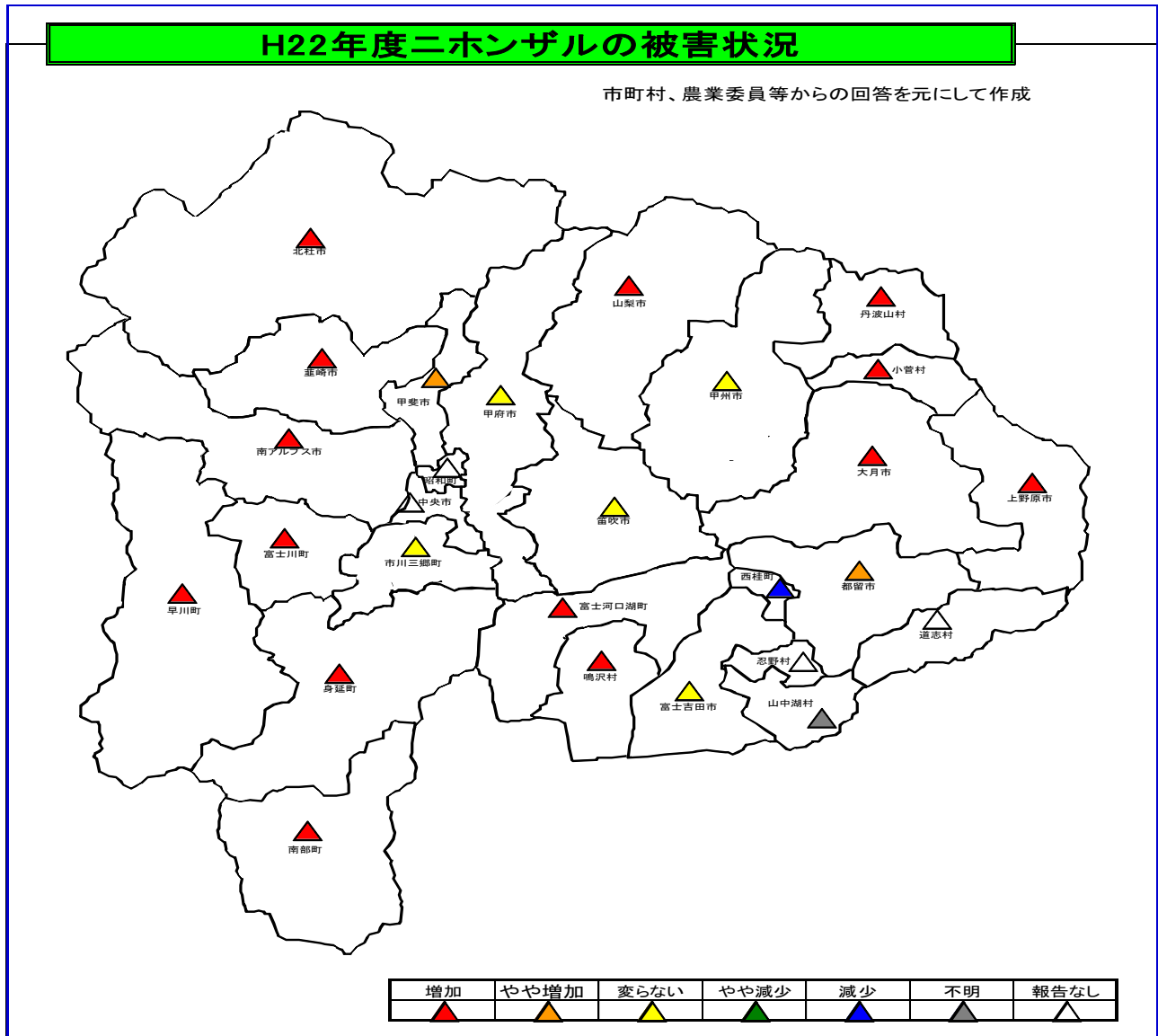


図4 県内のニホンザル被害状況

b 農作物被害

(a)被害状況

農業者等から市町村に報告のあった農作物被害は、平成19年度から横ばいの状況にあるが、平成25年度は、被害金額63百万円、被害面積38ha、被害量331tと、いずれも前年度より減少した。※平成25年度は暫定値

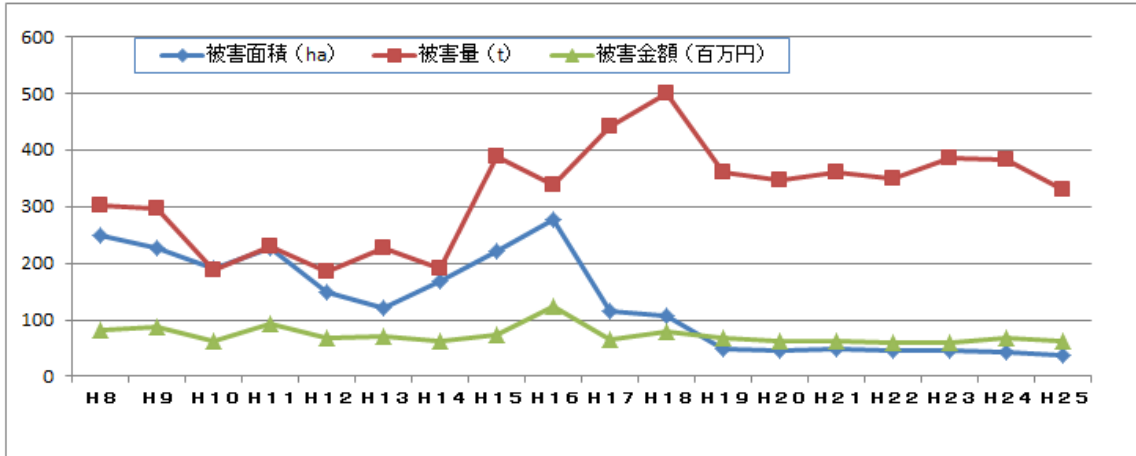


図5 ニホンザルによる農作物被害状況

(b)被害実態の把握

報告上の被害は横ばい傾向にあるものの、一部の農業者に十分な被害補償制度がないことや、効果的な対策が実施されないとの理由により、次第に被害報告をしなくなることで、必ずしも実態を反映したものでないことに留意する必要がある。

また、山間地、山麓部では家庭菜園など自作用農作物の被害が発生している。

(c)耕作放棄地の増加

サルによる継続的な被害による耕作意欲の低下も一因となり耕作放棄地が増加している。

	年	経営耕地面積(ha)	耕作放棄地面積(ha)
山梨県	平成12年	21,328	2,959
	平成17年	18,931	3,252
	平成22年	17,817	3,118
全国	平成12年	3,883,943	210,019
	平成17年	3,608,428	223,372
	平成22年	3,353,619	214,140

(出典:農林業センサス(農林水産省))

表2 耕作放棄地面積の推移

(イ)被害防除状況

電気柵の設置、花火、エアガン、モンキードック等による追い払いに加え、ホームページによるサルの位置情報の提供や接近警報システムの設置等により、効率的な追い払いを実施している地域がある。新たな取組としては地域ぐるみの取組みを実施するため、鳥獣害防止技術指導員を養成した。

a 電気柵の設置

平成19年度から平成25年度に電気柵を約269km設置した。設置によりサ

ルの移動経路が遮断され農地に近づかなくなるなど被害防除効果が認められた。

しかしながら、開口部からの侵入や未設置地域での新たな農業被害が発生している地域がある。また、柵設置地域でも、柵周辺の草刈りが行われななど、柵の維持管理体制が確立されていない地域がある。

b 追い払い等

住民、農業者、市町村、猟友会、NPO団体等による追い払いが実施された。特にエアガンやモンキードックを用いた計画的な追い払いにより、群れの行動域が変化し農地や住宅地への出没頻度が低下するなど被害軽減が図られた地域がある。なお、モンキードックについては、養成中も含めて12頭（平成25年度末）が配置されている。

また、接近警戒システムの導入やホームページでサル的位置情報を提供することにより住民との連携により追い払いを実施している地域もあるので、追い払いの体制整備を他地域に普及させる必要がある。

c 鳥獣被害対策専門員等の配置

県内各地域において、きめ細かな被害防止技術の普及指導や相談活動を行うことができる鳥獣被害防止技術指導員をこれまでに147名認定した。

さらに平成25年度からは高い専門知識を有する鳥獣被害対策専門員3名を委嘱し、技術指導員への助言や地域ぐるみの活動への支援を行っている。

d 生活被害・人身被害

電気柵設置や追い払い等の被害防除対策を実施しているものの、サルによる騒音、人家周辺などの生活被害や人に対する威嚇行為などの被害は依然として発生している。

e 事業の担い手不足

銃器による追い払いや個体数調整などの担い手である狩猟免許所持者の減少や高齢化により、今後の事業の継続が困難になることが懸念される。県内の狩猟免許所持者数の推移は図6のとおりである。

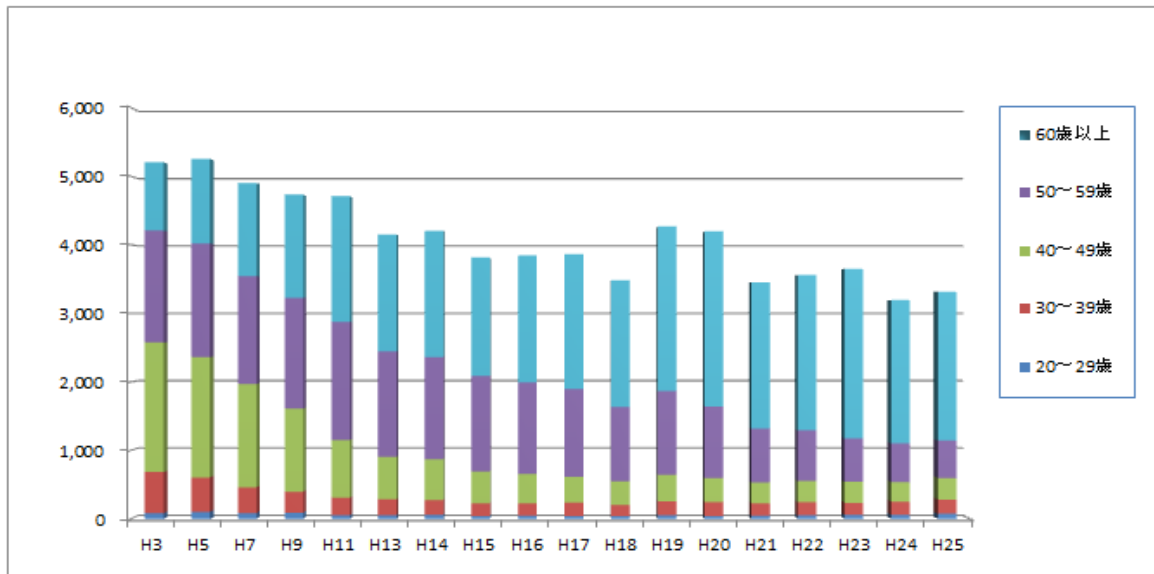


図6 年齢別狩猟免許所持者数の推移

(2) 管理の目標

県内においては、依然として農作物被害、生活被害等が発生していることから、引き続き「ニホンザルによる農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人との共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の健全な維持を図る」という視点に立って、次の2つの目標を設定する。

- ①農作物被害の軽減及び生活被害の根絶
- ②地域個体群の健全な維持

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

ア 被害防除対策、個体数調整、生息環境整備、モニタリングを組み合わせる

サルの管理は群れの生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、生息地域ごとに、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備、モニタリング（以下「管理事業」という。）を効果的に組み合わせる。

イ 群れによる被害の多様性

サルは群れ単位で行動するが、その行動様式を見ると個性的であり、被害を及ぼさないものから重大な被害を及ぼすものまで多様である。一般に、被害の程度はサルの行動変化と相関しているといわれている。

例えば、人間との接触機会の少ない群れは人間の姿を見るだけで逃げ出して人間との軋轢は生じないが、市街地や農地への出没機会の多い群れは人馴れの程度が進み、農作物被害や軽微な生活被害が増加する傾向にある。最終的には人家への侵入

やそれに伴う人身被害発生危険度が高まり、人身被害も生ずることになる。

ウ 加害個体群の分類

サル行動に着目して群れの加害行動を4段階に分類し、この4段階の群れの加害レベルに従って群れごとに対策を講ずることで、本計画が掲げるサルと人間との共存及び地域個体群の健全な維持を目指す。

なお、被害を発生させていない群れに対しては、かく乱につながる関与はさける。

エ 被害防除の取り組みを基本とする

被害の発生や加害レベルの上昇は、群れに対する地域の防除圧が相対的に低下することにより、人馴れや農地等への定着が進むことがその大きな要因であると考えられる。

適切な被害防除対策は地域個体群の維持だけでなく、被害の発生や加害レベルの上昇の予防に資するものであることから、管理は被害防除の取り組みを基本とし、個体数調整をする場合は、群れの状況等に十分注意をしながら実施する。

オ 実施計画の策定

管理事業は、被害者個人だけではなく住民、関係団体、県、市町村等が連携して実施することを基本とし、地域における対策を推進していくため、毎年度、実施計画を策定し、地域ごと、群れごとの対策を実施する。

(4) 群れ別の管理指針

ア 群れの加害レベルの判定と被害対策の選択

管理事業は、「加害レベル判定基準表」に基づいて判定した各群れの加害レベルに応じて「加害レベルに応じた被害対策」に照らしながら実施する。

イ 実施計画の策定

群れごとの具体的な管理事業については、毎年度策定する「山梨県ニホンザル管理事業実施計画」の中で定める。策定手順は表6のとおりとする。

表3 加害レベル判定基準表

(山間地の集落)

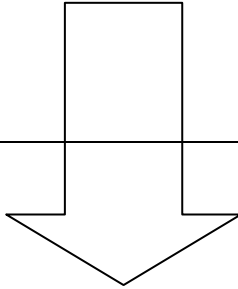
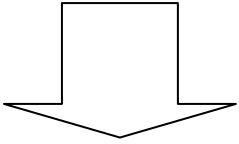
	出没場所	人に対する反応	被害等の状況
レベル1	○周辺森林で頻繁に見かける	○人の姿を見ると逃げる	○林縁部に自生するカキやクリ ○林縁部にあるホダ場のシイタケ
レベル2	○数頭が、まれに収穫後の農地に一時的に出没	○人の姿を見ると逃げる	○林縁部に自生するカキやクリ ○林縁部にあるホダ場のシイタケ ○造林木の食害
レベル3	○群れ全体が、農地に季節的に出没 ○数頭が、まれに人家の庭先にも出没	○人の姿を見ても逃げない場合がある ○人や車を見ても、追い払わない限り逃げない	○主に畦の草本類や落ち穂 ○庭先のカキなどの果実
レベル4	○群れ全体が、農地にほとんど通年出没 ○人家に侵入	○人を威嚇する行動を見せる	○果樹、野菜、稲などの農作物 ○人の肩などに乗り、持ち物を奪う ○かみついたりひっかくなど人身被害

(平野部の集落)

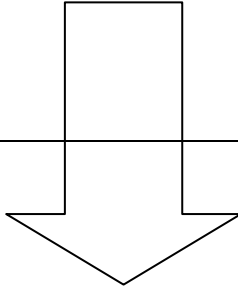
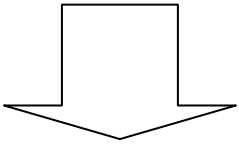
	出没場所	人に対する反応	被害等の状況
レベル1	○群れ全体が、今まで見かけることがなかった林縁部に頻繁に出没 ○数頭が、まれに収穫後の農地に一時的に出没	○人の姿を見ると逃げる	○林縁部に自生するカキやクリ ○林縁部にあるホダ場のシイタケ
レベル2	○群れ全体が、農地に季節的に出没 ○数頭が、まれに人家の庭先にも出没	○人の姿を見ると逃げる	○主に畦の草本類や落ち穂 ○造林木の食害
レベル3	○群れ全体が、農地にほとんど通年出没 ○群れ全体が、幹線道路を越えて、人家の庭先にまで出没	○人や車を見ても、追い払わない限り逃げない	○果樹、野菜、稲などの農作物 ○庭先のカキなどの果実
レベル4	○群れ全体が、農地にほとんど通年出没 ○人家に侵入 ○群れ全体が通学路や幹線道路に出没	○人を威嚇する行動を見せる	○農作物に甚大な被害 ○人家や商店内の食品や商品を奪う ○人の肩などに乗り、持ち物を奪う ○かみついたりひっかくなど人身被害

表4 加害レベルに応じた被害対策

(山間地の集落)

	被害防除	個体の捕獲	環境整備
レベル1	○追い払い ○シイタケのホダ場は、 囲うか人家周辺に移動		○林縁部に自生するカキやクリの 除去又は早期収穫 ○廃果の埋設 ○農地周辺のヤブの除去
レベル2	○追い払い ○簡易柵の設置	○加害個体の捕獲	○放棄した農作物の除去 ○取り残しの農作物の除去 ○庭の果樹の除去又は早期収穫
レベル3	○組織的な追い払い ○重要な農作物又は大規模な農地は、恒久柵の設置	○加害個体の捕獲	
レベル4		○群れの捕獲	

(平野部の集落)

	被害防除	個体の捕獲	環境整備
レベル1	○追い払い ○シイタケのホダ場は、 囲うか人家周辺に移動		○林縁部に自生するカキやクリの 除去又は早期収穫 ○林縁部のヤブの除去 ○廃果の埋設、別荘地では生ゴミの 適正な処分 ○放棄した作物の除去
レベル2	○追い払い ○簡易柵の設置	○加害個体の捕獲	○庭の果樹の除去又は早期収穫 ○屋外の商品の適正な管理
レベル3	○組織的な追い払い ○重要な農作物又は大規模な農地は、恒久柵の設置	○加害個体の捕獲	
レベル4		○群れの捕獲	

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 加害個体の捕獲

人身被害が発生又は発生するおそれがある場合には、群れの加害レベルによらず加害個体を特定して捕獲する。

また、群れから離れたハナレザルについては、農作物被害・生活被害を繰り返し起こしている場合に、追い払いを実施しても被害が防止できない場合に捕獲する。

(2) 個体数調整

長期的な観点から地域個体群の健全な維持を図る視点にたつて、個体数調整は次の場合に限って実施する。また、やむを得ず個体数調整を行う場合であっても、群れのバランスのとれた年齢構成に配慮し、必要最低限の捕獲に抑えるとともに、個体数と被害状況の変化をモニタリングによる効果検証を行いながら実施する。

ア 分裂による被害拡大防止のための個体数調整

加害レベル3以上の群れで、個体数が増加し、群れの分裂の可能性が高く、分裂した場合には群れの行動域の大半が農地や住宅地となり被害拡大のおそれがある場合には、個体数増加の原因となっている誘引物の除去等個体数抑制のための生息環境整備とあわせて、分裂を阻止できる規模まで個体数調整を行う。

イ 人身被害防止のための個体数調整

加害レベル3以上の群れで、群れが市街地及び農地に頻繁に出没し、次の①、②の要件を満たす場合には、加害レベルが低減するまで個体数調整を行う。

なお、加害レベル3～4の群れも含めて検討の対象とする。

①組織的な追い払い等被害防除対策を実施しても被害が軽減できない。

②生活被害が増加傾向にあり、人身被害が発生するおそれがある。

(3) 捕獲方法

捕獲方法は、檻又は銃器とする。

7 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 生息環境の保護

サルの生息環境である森林については、手入不足やシカの採食圧等により荒廃が進んでいることから、シカの個体数調整との連携を図りながらも農地及び人家から離れた場所を中心に、現存する広葉樹林の保全・整備、針葉樹林の針広混交林への誘導など、サルの生息が可能で多様な自然植生の維持・回復に資する森林の保全・整備を推進する。

(2) 生息環境の整備

◇人の生活圏とサルの生息域との棲み分け

人とサルは、食物や生態的に適応する環境が類似しているという点で競合関係にあるため、同所的共存は基本的に不可能である。

また、サルが人の生活圏内に定着した場合、これを排除することは非常に困難である。従って、人の生活圏とサルの生息域との棲み分けができるよう生活環境の整備を行うことが基本であり、農地及び人家周辺等においてはサルが人の生活圏に近づく要因の除去や林縁部への緩衝帯の設置とともに、奥山における生息環境の整備が必要である。

ア 誘引要因の除去

農地及び人家周辺などの生活圏をサルに餌場と認識させないように、次の事項に留意し、サルの誘引要因の除去を実施する。

(ア) 農地周辺

山林と農地の中の雑木、藪、雑草等は、サルの隠れ場所となり農地への出没を容易にしまうため、刈り払いを行い、サルが近づきにくい環境をつくる。

また、農地の野菜や果実の取り残し、放棄果樹、廃棄果実の放置は実質的に餌やりと同じ効果をもたらす、サルを誘引、定着させる要因となるため、全て収穫するか廃果を埋めるなど適正な処分を行う。

(イ) 人家周辺

サルの好む生ゴミや果実等は、サルを誘引、定着させる要因となるため、屋外に生ゴミを置かないことや、庭先の果実の収穫等を徹底する。

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 被害防止対策

ア 県の取組

県は、各林務環境事務所に設置した地域野生鳥獣対策協議会を通じて、広域的な連携・調整を図ることにより効果的な被害防除体制の確立をめざすほか、市町村や地域が実施する被害対策に必要な支援・助言や地域で助言等を行うリーダーの育成、試験研究機関等が行った実証事例の情報収集・提供等を行う。

イ 市町村の取組

市町村は、農地管理等についての指導・助言及び被害防除対策への支援など地域全体の被害を軽減するよう、いくつかの被害対策を組み合わせる地域に適合する形

で実施する。

ウ 地域ぐるみの取組

サルは学習能力、運動能力が高いため、被害を完全に除去できる画一的な被害防除方法は確立されていない。また、捕獲だけでは群れの行動域に影響を及ぼし、被害防除を行わない農地等への移動、定着を引き起こすなど被害を拡大するおそれがあることから、人の生活圏から遠ざけるよう住民による地域ぐるみの被害防除対策を実施する必要がある。

そのためには、県、市町村、関係団体が住民と連携しながら、地域ぐるみの取組を継続的に実施することが必要であり、取り組み内容も地形、作物等地域に適合した方法を選択あるいは組み合わせることで、農地等をサルの餌場としての魅力を失わせ結果としてサルの行動域を変えさせる必要がある。

エ 主な対策

(ア) 電気柵の設置

市町村、JA等は、地域、作物等地域の実情に合わせ必要に応じて大規模な農地を囲い、物理的にサルの侵入を防ぐ電気柵の設置や、農地と森林の境界部に広域電気柵を設置し、棲み分けを図る。なお、県は設置に際し技術的、財政的な支援を行う。

電気柵の効果を継続させるためには、定期的な下草の除去等適切な維持管理が必要であり、市町村において住民、農業者等による電気柵の維持管理組織の設置等を促進する。

(イ) 獣堀くんの設置

農業者等は、必要に応じて農地を囲い物理的にサルの侵入を防ぐため、獣堀くんを設置し農地を保護する。地域の大部分の農業者等が実施することでサルの群れの農地等への定着を抑制する効果が期待される。

(ウ) 追い払い

追い払いとは、サルが農地や人家周辺へ出没した時、花火、爆竹、銃器、モンキードック等を使用して追い出す方法であり、このような時に住民が中心となって追い払いを行わないと、サルの人への恐怖心が希薄となり、人馴れが進行するとともに被害が拡大する。

住民が個別若しくは組織的な追い払いを継続的に実施することで、人に対する恐怖心をサルに植え付けさせることが重要である。また、追い払いに当たっては、

事前に農地、人家のない場所を調査し、追い払う場所を定めて実施する必要がある。

さらに、サル群れに電波発信機を装着することで群れの位置を把握する方法により追い払いをより効果的に実施することができる。

(エ) 緩衝帯の設置

サルは基本的には臆病で人を恐れる動物であり、隠れ場所がなく見通しの良い農地へ侵入する時には相当警戒することから、農地に接する山林などの間に緩衝帯を設置し、農地と山林の遮断によりサルが農地に侵入しにくくなる環境を作る。

(オ) 地域ぐるみの対策

地域における総合的な被害防除の取組として市町村、県等から支援を受けながら、次の事業を地域ぐるみで実施する。

a 学習会の開催

学習会を開催し、サルの生態、対策等に関する知識の習得や地域リーダーの育成を図る。

b 合意形成

自治会等において被害や対策に関する共通認識を、取組方針等の合意形成を図る。

c 耕作放棄地等対策の実施

農地の耕作状況、被害状況、誘引要因の管理状況など現地調査に基づく、耕作放棄地対策、放棄果樹対策等を実施する。

d 被害防除技術等の普及

専門家、地域リーダーによる被害防除技術の普及を図る。

(2) モニタリングに関する事項

県は市町村等の協力を得ながら、サルの生息状況、被害状況など管理に必要な事項について毎年度、モニタリングを実施する。モニタリング結果は、計画の目標達成状況や管理事業の効果検証等に活用する。

市町村は検証結果を次年度の実施計画等にフィードバックさせる。

科学委員会は、モニタリング結果を評価し効果的な被害防除対策等について助言を行うほか、必要に応じて計画や事業の見直しを検討する。

ア 生息状況調査

県は地域個体群ごとに群れの生息分布、個体数、行動域、加害レベル等の調査を毎年度実施し、生息状況の全般を常に把握する。

イ 被害状況調査

市町村は農業者、J A等の協力を得て農作物等の被害額、被害面積等の情報を収集し県に報告するとともに、収集した情報をもとに実情に即した被害防除対策を実施する。県は、被害状況を取りまとめ、市町村等関係機関への情報提供やホームページにより公表する。

ウ 捕獲状況調査

県は毎年度、市町村等の協力を得ながら、捕獲状況について群れ名又はハナレザルの別、性別、成獣、幼獣の別等をできる限り正確に把握する。

エ 調査結果の分析

県ではモニタリング結果の分析を市町村、農林業団体、狩猟者団体等のほか、県研究機関等の協力を得て実施する。

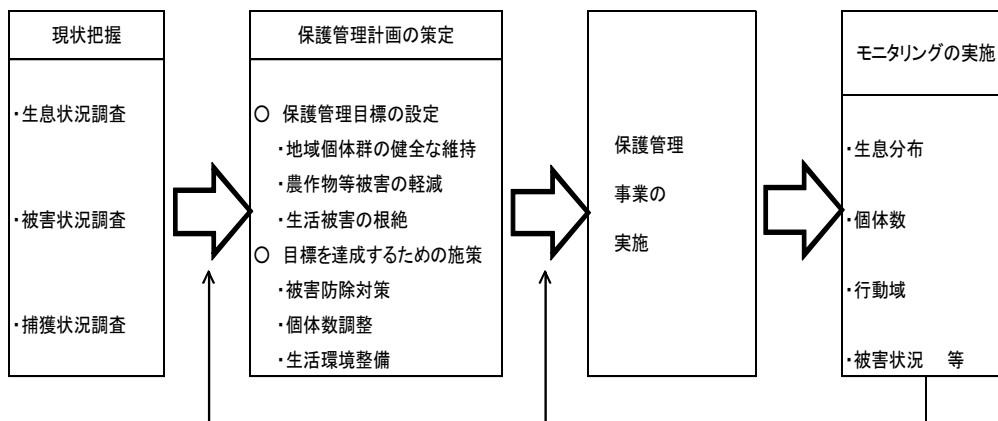


図7 フィードバックの仕組み

(3) 計画の実施体制

計画の実施は、県、市町村、住民、農業者、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体等が連携して実施する。実施にあたっての役割分担や実施体制は、図7のとおりである。

ア 計画の作成

県は市町村が作成した実施計画案をもとに、被害防除対策等の具体的な内容等を定めた県全体の実施計画を毎年度策定する。また、モニタリングの結果に基づいて計画の見直しや次期計画の策定を行う。

イ 計画の実施

県、市町村、住民、農業者、JA等の実施主体が、それぞれの役割に応じて自ら事業を実施するとともに、住民による地域ぐるみの取組みを支援する。

県は、各地域の関係者に対し、被害防除対策や個体数調整に関する必要な情報提供を行う。また、各地域毎に野生鳥獣被害対策地域会議を設置し、広域的な被害防除等の対策や被害に対して臨機応援に対応するための協議、連携を行う。

市町村は地域の身近な自治体として、住民の生活環境を守る観点から、被害発生地域において追い払いなど速やかな対策を講じる。被害防除対策の実施に当たっては、各市町村内に設置された組織において、地域ごとの対策について協議、連携を行う。

ウ 評価

評価は、山梨県ニホンザル保護管理検討会において行うこととする。

(4) 普及啓発・広報活動

計画の実施に当たっては、住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、県は管理事業の実施状況や調査結果に基づく、サルの生息状況、被害状況等について、ホームページ等により公表する。市町村はサルの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、住民等に対しサルとの接し方などサルに関する基本的知識の啓発と、住民自らが取り組める被害防除対策の普及啓発に努める。

(5) 関係都県との連携

県内のサルの生息域は、東京都、神奈川県、長野県にまたがることから、県及び市町村は、これらの関係都県及び隣接する市町村と、生息状況、被害状況及び被害防除対策の実施状況について情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。

県 環 境 保 全 審 議 会

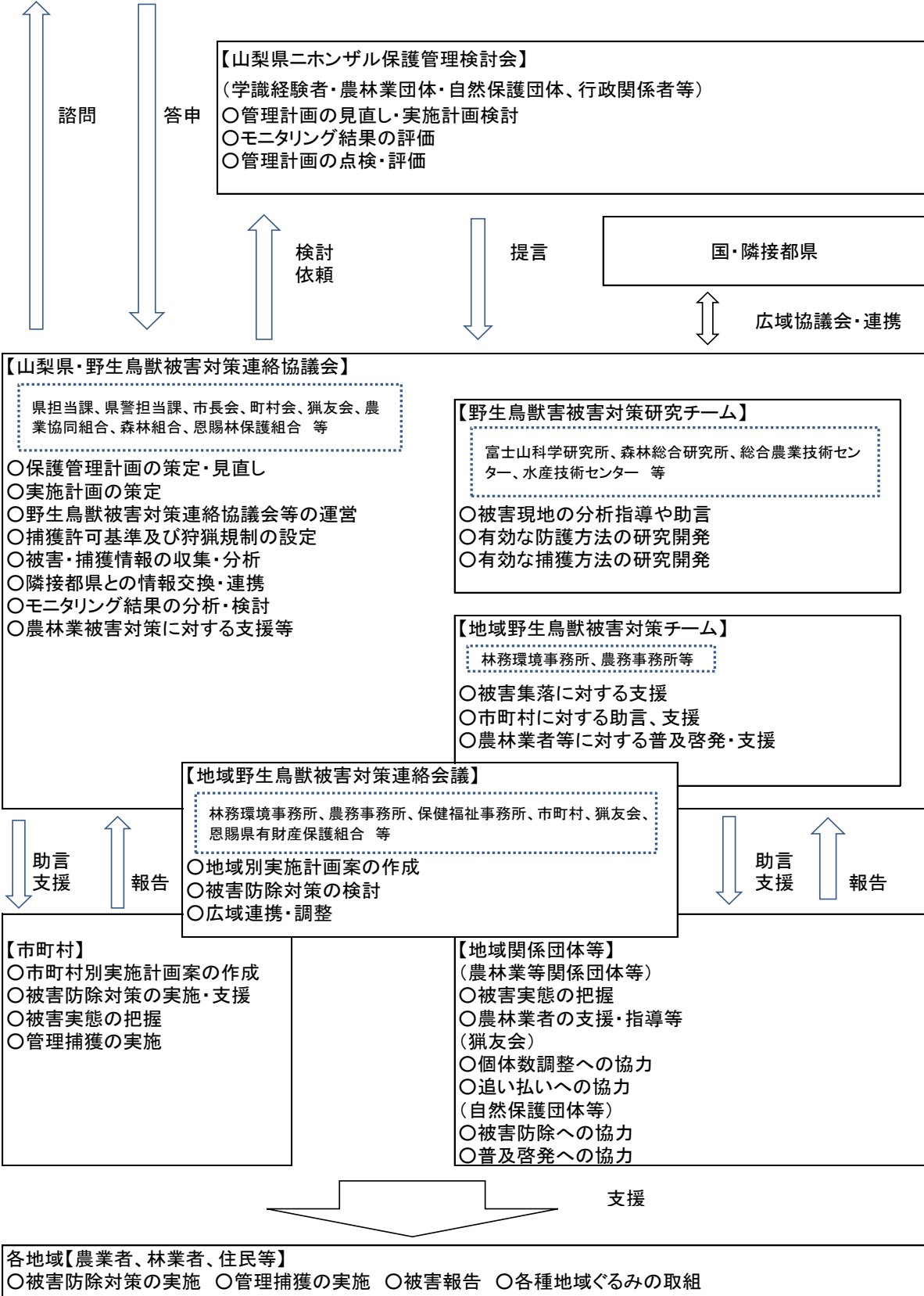


図 7 ニホンザル実行体制

山梨県特定鳥獣（ニホンザル）保護管理計画
平成24年 3月策定
平成25年11月変更
山梨県第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画
平成27年 月策定
山梨県森林環境部みどり自然課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
電話055-237-1111 内線6503

参 考 资 料

1	ニホンザルの生態	24
2	ニホンザルの群れの状況	25
3	ニホンザルによる農作物被害の推移	27
4	ニホンザル捕獲数の推移	28
5	保護管理事業実施計画の策定	29
6	事業スケジュール	33

1 ニホンザルの生態

雑食性。20～150頭の群れで遊動生活をする。

群れは数頭の成獣雄を含む母系集団。6歳を過ぎて初めて繁殖が可能となる。

おおむね交尾期は秋、出産期は春。妊娠期間は平均173日である。

また、出産の間隔は、2～3年に1回であり、1回に産む子供の数は1頭である。

なお、農作物を主要な食糧としているニホンザルについては、栄養状態が良いため、雌の初産の低年齢化、出産間隔が短縮する。

寿命は、平均年齢は10年以下。餌付け群れでは最高30年以上。

田畑に依存しないサルの群れの特徴

- ・ 雌は7歳くらいから出産する。
- ・ 出産は1年おき
- ・ 子供の死亡率は高く（30～50%）、特に雪が多い地域では、より高くなる。

田畑に依存するサルの群れの特徴

- ・ 雌は4歳くらいから出産する。
- ・ 毎年出産することも珍しくない。
- ・ 食料が豊富なため、子供の死亡率が低い。（20%以下）

（日高敏隆監修 日本動物大百科2 哺乳類Ⅱ, 1996 平凡社 ほか 一部改変）

2 ニホンザルの群れ状況

(1) 群れの推定個体数等

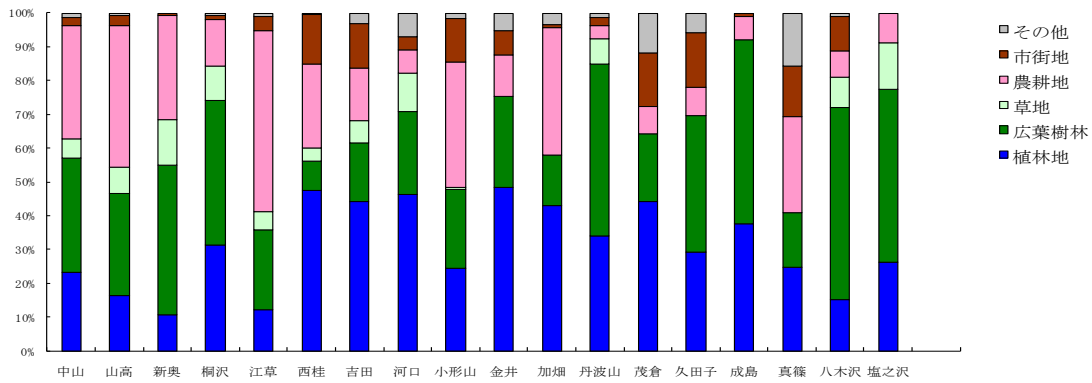
個体群名	番号	群れ名	耕作地 出現	個体数 (推定)	行動範囲	備考
南アルプス	1	教来石	○	80	北杜市小淵沢町、白州町	北杜市調査 (平成25年)
	2	鳥原	○	不明	北杜市白州町	北杜市調査 (平成25年)
	3	竹宇	○	30	北杜市白州町	北杜市調査 (平成25年)
	4	中山	○	40	北杜市白州町	北杜市調査 (平成25年)
	5	大坊	○	60	北杜市白州町、武川町	北杜市調査 (平成25年)
	6	奥大坊	○	80	北杜市武川町	北杜市調査 (平成25年)
	7	山高	○	50	北杜市武川町	北杜市調査 (平成25年)
	8	小武川	○	不明	韮崎市	
	9	清哲	○	50	韮崎市清哲町	山梨県調査 (平成25年)
	10	神山町	○	60	韮崎市神山町	山梨県調査 (平成25年)
	11	旭町	○	112	韮崎市旭町	山梨県調査 (平成25年)
	12	湯沢	○	40	南アルプス市湯沢	南アルプス市調査 (平成25年)
	13	高尾	○	30	南アルプス市高尾	南アルプス市調査 (平成25年)
	14	上宮地	○	30	南アルプス市上宮地	南アルプス市調査 (平成25年)
	15	塩前	○	30	南アルプス市塩前	南アルプス市調査 (平成25年)
	16	深沢	○	30	南アルプス市芦安	南アルプス市調査 (平成25年)
	17	芦安	○	30	南アルプス市芦安	南アルプス市調査 (平成25年)
	18	芦倉	○	70 - 80	南アルプス市白根町、芦安	
	19	北沢	○	15 - 20	南アルプス市芦安	
	20	北岳	○	50 - 60	南アルプス市芦安	
	21	農鳥岳	○	30 - 40	早川町	
	22	利根川	○	不明	富士川町	
	23	小柳川	○	不明	富士川町	
	24	大塩	○	60 - 70	富士川町、身延町中富	
	25	平須	○	40	身延町中富	山梨県調査 (平成17~18年)
	26	笹走	○	30 - 40	身延町中富、早川町	
	27	八木沢	○	73 - 80		山梨県調査 (平成19年)
	28	塩之沢	○	28 - 35		山梨県調査 (平成19年)
	29	茂倉	○	45 - 50	早川町茂倉、新倉、中州、塩島	早川町調査 (平成22年)
	30	奈良田	○	不明	早川町奈良田	早川町調査 (平成23年)
	31	上湯島	○	50	早川町上湯島	早川町調査 (平成23年)
	32	下湯島	○	不明	早川町下湯島	早川町調査 (平成23年)
	33	塩島	○	不明	早川町中州、塩島、早川	早川町調査 (平成23年)
	34	早川A	○	30 - 35	早川町早川	早川町調査 (平成23年)
	35	西之宮	○	10 - 15	早川町早川、西之宮、黒桂、白石、保、草塩、京ヶ島、柳島	早川町調査 (平成23年)
	36	西之宮B	○	10	早川町草塩、京ヶ島	早川町調査 (平成23年)
	37	赤沢	○	50	早川町赤沢、小縄、久田子	早川町調査 (平成23年)
	38	柳島	○	35 - 40	早川町大島、柳島、古屋、保	早川町調査 (平成23年)
	39	塩之上	○	35 - 40	早川町塩之上、古屋	早川町調査 (平成23年)
	40	五箇	○	不明	早川町古屋、中之島、薬袋、塩之上、大島	早川町調査 (平成23年)
	41	千須和	○	不明	早川町千須和、薬袋、樽坪	早川町調査 (平成23年)
	42	樽坪笹走	○	45 - 50	早川町樽坪、笹走	早川町調査 (平成23年)
	43	小縄	○	不明	早川町小縄、千須和、初鹿島	早川町調査 (平成23年)
	44	大島	○	25 - 30	早川町大島、久田子、戸川、馬場、老平、本村、細野、高住、羽衣	早川町調査 (平成23年)
	45	雨畑	○	22	早川町大島、久田子、戸川、馬場、老平、本村、細野	早川町調査 (平成23年)
	46	奥沢	○	20	早川町老平、馬場	早川町調査 (平成23年)
	47	稲又	○	不明	早川町細野、稲又、長畑	早川町調査 (平成23年)
	48	杉山	○	不明	早川町、身延町身延	
	49	帯金	○	不明	身延町下部	
	50	常葉	○	不明	身延町下部	
	51	市ノ瀬	○	不明	身延町下部	
	52	成島	○	51	南部町	山梨県調査 (平成20年)
	53	真篠	○	56 - 80	南部町	山梨県調査 (平成20年)
	54	南部3	○	不明	南部町	
	55	南部4	○	不明	南部町	

個体群名	番号	群れ名	耕作地出現	個体数（推定）	行動範囲	備考	
茅ヶ岳	1	江草	○	60	北杜市須玉町、明野町	北杜市調査（平成25年）	
	2	比志	○	80	北杜市須玉町	北杜市調査（平成25年）	
	3	茅が岳	○	150	北杜市明野町	北杜市調査（平成25年）	
	4	津金	○	20	北杜市須玉町、高根町	北杜市調査（平成25年）	
秩父	1	K1	○	107	上野原市、神奈川県相模原市	神奈川県調査（平成22年）	
	2	K3	○	93	上野原市、神奈川県相模原市	神奈川県調査（平成22年）	
	3	留浦	○	71	丹波山村、奥多摩町	東京都調査（平成21年）	
	4	留浦の北	○	20 - 30	不明	丹波山村、奥多摩町	東京都調査（平成21年）
	5	小袖	○		不明	丹波山村	山梨環境研（平成12年）
	6	丹波山	○	20 - 50	不明	丹波山村	山梨環境研（平成12年）
	7	一ノ瀬	○	不明	不明	丹波山村、塩山市	
	8	小菅	○	不明	不明	小菅村	
	9	白沢川	○	不明	不明	小菅村	
	10	徳和	○	不明	不明	山梨市三富	
	11	上釜口	○	不明	不明	山梨市三富	
	12	大月1	○	不明	不明	大月市	
	13	大月2	○	不明	不明	大月市	
	14	大月3	○	不明	不明	大月市	
	15	大月4	○	不明	不明	大月市	
三ツ峠	1	河口	○	40	富士河口湖町、笛吹市御坂	山梨環境研	
	2	吉田	○	70 - 80	富士河口湖町、富士吉田市	山梨環境研	
	3	西桂	○	78	富士吉田市、西桂町、都留市	山梨環境研	
	4	金井	○	50	都留市	都留市調査（平成25年）	
	5	加畑	○	50	都留市	都留市調査（平成25年）	
	6	小形山	○	50	都留市、大月市	都留市調査（平成25年）	
	7	笹子	○	不明	都留市、大月市		
	8	大和	○	60	甲州市大和	山梨県調査（平成23・24年）	
	9	清八山	○	不明	都留市、大月市		
	10	足和田	○	70	富士河口湖町、鳴沢村	環境科学研究所	

（2）発信器装着群れの状況

地域 個体群	群れ名	捕獲場所	捕獲年月日	性別	体重 (kg)	追跡期間	備考
南アルプス	中山	北杜市白州町	2005/10/28	メス	7.9	2005年10月～2006年8月	
		北杜市白州町	2006/2/17	メス	8.8	2005年2月～2006年8月	
	山高	北杜市武川町	2005/12/8	若オス	8.2	2005年12月～2006年8月	
	新興	北杜市武川町	2006/1/30	オス	8.9	2006年1月～2006年6月	発信器脱落のため追跡不能
	桐沢	韮崎市清哲町	2005/11/11	メス	11.3	2005年11月～2006年8月	
	平須	身延町中富	2005/11/9	若オス	7.1	2005年11月～2006年6月	
茅ヶ岳	江草	北杜市須玉町	2005/11/2	メス	12.4	2005年11月～2006年8月	
	比志	北杜市須玉町	2005/11/15	オス	15.2	2005年11月～2006年2月	発信器個体が群れから離脱
南アルプス	八木沢	身延町下八木沢	2007/6/18	メス	7.2	2007年6月～2008年3月	
	塩之沢	身延町塩之沢	2008/1/16	若メス	4.9	2008年1月～2008年3月	
	成島	南部町成島	2008/6/2	メス	7.2	2008年6月～2009年2月	
	真篠	南部町真篠	2008/11/7	メス	8.5	2008年11月～2009年2月	
	茂倉	早川町茂倉	2009/11/27	メス	10	2009年11月～2010年2月	
	久田子	早川町久田子	2010/3/5	メス	9.6	2010年3月～2010年8月	
	上山群	韮崎市神山町	2013/2/7	メス	11.1	2013年2月～2013年7月	
	旭群	韮崎市旭町	2013/2/7	メス	8.7	2013年2月～2013年7月	
三つ峠	金井	都留市金井	2010/11/12	メス	9.4	2010年11月～2011年2月	
	加畑	都留市加畑	2010/12/27	メス	9.6	2010年2月～2011年2月	
	大和	甲州市大和	2011/12/15	オス	10.5	2011年2月～2011年	
	大和	甲州市大和	2012/1/22	メス	10	2012年1月～2012年6月	

(3) 発信器装着群れの生息環境割合



3 ニホンザルによる農作物被害の推移(表4)

(1) 被害面積

(単位 ; ha)

年度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2
計	2 5 0	2 2 8	1 9 0	2 2 6	1 5 0

年度	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
計	1 2 0	1 6 8	2 2 0	2 7 6	1 1 6

年度	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
計	1 0 6	5 0	4 5	4 8	4 5

年度	H 2 3	H 2 4	H 2 5
計	4 6	4 2	3 8

(2) 被害額

(単位 ; 百万円)

年度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2
計	8 1	8 7	6 2	9 3	6 7

年度	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
計	7 1	6 3	7 4	1 2 3	6 6

年度	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
計	7 8	6 7	6 3	6 4	6 1

年度	H 2 3	H 2 4	H 2 5
計	6 0	6 7	6 3

(3) 被害量

(単位 ; t)

年度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2
計	3 0 3	2 9 6	1 8 9	2 3 1	1 8 4

年度	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
計	2 2 8	1 9 1	3 8 7	3 3 7	4 4 2

年度	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
計	5 0 1	3 6 1	3 4 7	3 6 1	3 5 0

年度	H 2 3	H 2 4	H 2 5
計	3 8 6	3 8 3	3 3 1

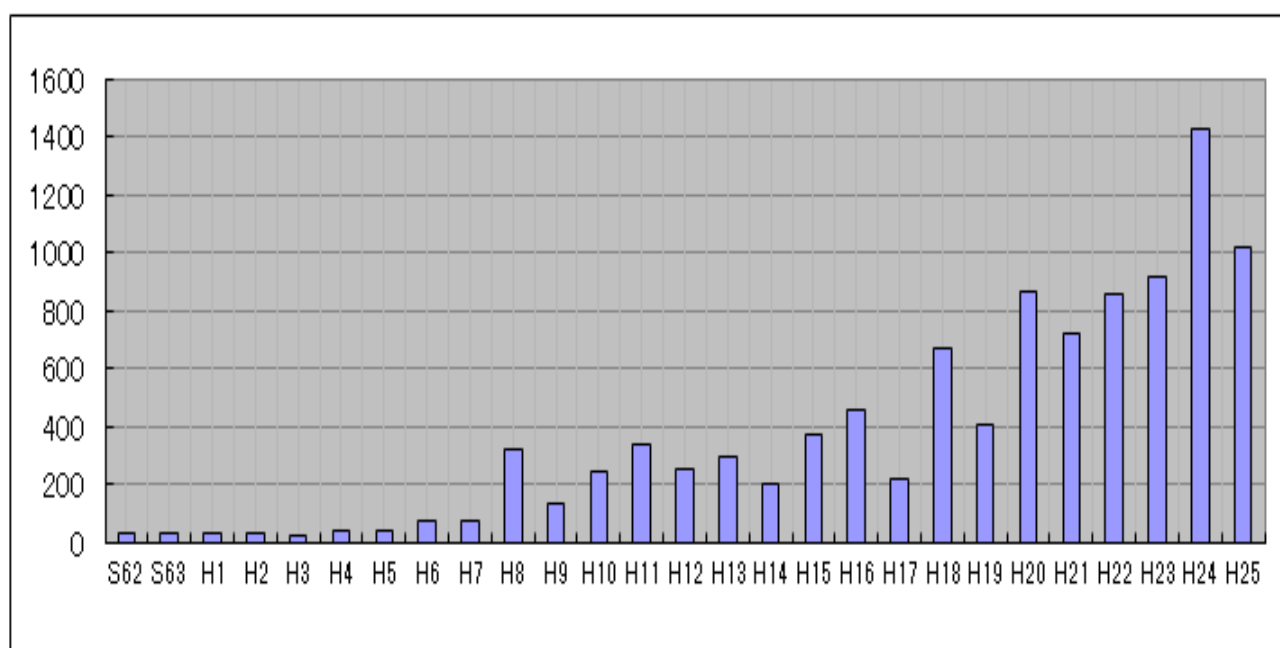
4 ニホンザル捕獲数の推移(表5)

(1) 山梨県内における捕獲数の推移

年度	S 6 2	S 6 3	H元	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7
捕獲数	2 9	2 9	3 1	3 1	2 3	3 8	3 5	6 9	7 4

年度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
捕獲数	3 1 5	1 3 3	2 3 9	3 3 4	2 4 8	2 9 3	1 9 6	3 3 8	4 5 6

年度	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
捕獲数	2 1 9	6 7 2	4 0 1	8 6 1	7 2 3	8 5 6	9 1 9	1, 429	1, 017



5 ニホンザル保護管理事業実施計画の策定(表6)

(1) 実施計画策定手順

手順	作成者	内 容
①	市町村	被害地図の作成(毎年度補正) 生息情報地図の作成(順次作成)
②	市町村	市町村ごとに実施計画案作成(毎年度) ・地域の地形、作物の状況に応じた被害防除の選択
③	県	実施計画案の検討→実施計画の策定
④	市町村	実施計画に基づく被害防除対策の実施
⑤	県	市町村の取組への支援

(2) 被害地図の作成

群れの生息域、被害場所、被害時期、被害内容(農作物、生活被害、人身被害)、実施中の被害防除対策の一元的な検証や、効果的な被害防除対策の選択及び実施箇所を選定等を行うため被害地図を作成する。


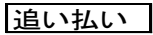
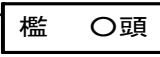

(1) 記載情報

- ①被害場所 ②被害時期 ③被害内容(被害作物、生活・人身被害) ④被害防除、追い払い)の実施場所 ⑤個体捕獲場所(捕獲檻設置場所を含む)、方法、頭数 ⑥餌付け場所 ⑦廃果置き場 ⑧耕作放棄地 ⑨群れの生息域 ⑩その他必要な情報

(2) 具体的方法

1/10,000程度の市町村管内図

(3) 地図凡例

記載する情報	表記	備考
群れの発見場所	地点の場合は青い●、区域の場合は青い囲み線で表記する。	里への出没時期を併記
加害場所(農作物)	地点の場合は赤い●、区域の場合は赤い囲み線で表記する。	主な加害時期・作物名を併記
” (生活・人身)	地点の場合赤い×で表記する。	加害時期・内容を併記
群れの加害レベル	赤色で、 	加害レベル表から判定
防護柵(電気柵以外)の設置場所	茶色で波線	
電気柵の設置場所	茶色で二重波線	
追い払いの実施場所		
個体捕獲の場所、方法 頭数	 	捕獲檻設置場所も同様
餌付け場所	餌	
廃果置き場等	餌	
耕作放棄地	オレンジ色で●又は囲み実線	
その他必要な場所	適宜記載	

(3) 実施計画案の作成

市町村は、被害地図を活用し、市町村内の各地区(集落)において重点的に行うべき被害対策を「群れの加害レベルと被害対策の選択基準」により複合的に選択し、群れごとの対策を明示した実施計画案を作成する。

【被害防除対策】

- ・ 追い払い方向の設定、追い払い組織形成
- ・ 防護柵の維持管理、設置箇所・延長 など

【個体数調整】

- ・ 捕獲対象群及び捕獲地点の設定 など

【生息環境整備】

- ・ 各地区(集落)、自治会等の組織を活用した誘引要因の除去 など

平成〇〇年度 ニホンザル保護管理事業計画(被害対策と目標)

〇〇 市町村 〇〇地域 (〇〇群)

地域個体群名 〇〇〇 個体群

1 生息状況(出没状況)

- (1) 出没頻度 1. 毎日 2. 毎週 3. 毎月 4. まれに 5. その他()
- (2) 出没時期 1. 春 2. 夏 3. 秋 4. 冬 5. その他()
- (3) 出没場所 1. 農地 2. 集落 3. 耕作放棄地 4. 未収穫・廃棄作物
5. その他()

2 現在の被害の状況

- (1) 被害品目
- (2) 被害時期
- (3) 被害量
- (4) 前年度被害量

3 対策と目標

区分	被害防除	個体捕獲	生息環境管理
前年度 までの 実績	・防護柵設置 電気柵〇〇〇m 簡易柵〇〇〇m	・加害個体捕獲 〇月 銃 〇〇群 1オス 〇月 わな 〇〇群 1メス	・林縁部の放棄果樹の伐採 ・野菜残さの埋設励行
成果及び 問題点	[成果] ・電気柵の設置により出没頭数 が減った [問題点] ・追い払いの人手不足	[問題点] ・離れサルによる農 作物被害が多発して いる。	[成果] ・サルが隠れにくい環境を作る ことにより、農地への出没減少 [問題点] ・〇〇地の放棄果樹がサルの 餌になっている。
平成〇〇 年度の 対策	・防護柵設置 電気柵〇〇〇m ・接近警報システム構築	・加害レベル3以上 の加害個体を捕獲	・放棄果樹の伐採 ・耕作放棄地の放牧地の推進 〇〇ha ・林縁部の低木化により、見通し をよくする
目 標			

6 事業スケジュール(表7)

項目	事業名	5ヶ年計画等	H24	H25	H26	H27	H28
被害防除隊対策	電気柵の設置	地域を定めて実施	←				→
	簡易柵等の設置	毎年度実施	←				→
	追い払い	毎年度実施	←				→
	モンキードックの活用	地域を定めて実施	←				→
	緩衝帯の設置	地域を定めて実施	←				→
	地域ぐるみ対策	毎年度実施	←				→
個体数調整	加害個体の捕獲	毎年度実施	←				→
	分裂による被害拡大防止のための個体数調整	対象の群れを選定して実施	←				→
	人身被害防止のための個体数調整	対象の群れを選定して実施	←				→
生息環境整備	誘引要因の除去	毎年度実施	←				→
	森林整備	森林の保全・整備を推進	←				→
モニタリング	モニタリングの実施	加害群れを対象に毎年度実施	←				→
	被害調査の実施	毎年度実施	←				→
計画策定	実施計画作成	毎年度作成	←				→
	次期計画の策定作業					←	→